第四十三～四十五類	［略］
備考　［略］	

第四十三～四十五類	［略］
備考　［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。